

宮崎大学

学生安全マニュアル

2021年7月版

目次

1. 通学編	1
2. 授業等編	4
3. 課外活動編	7
4. その他のリスク対応編	10
5. 安否確認システム	13

課外活動…部活、サークル（同好会）、チャレンジプログラム、学生生協活動など

（おことわり）

〈学生・院生の皆さんへ〉

この「学生安全マニュアル」は大学生活において想定される様々なリスクを場面ごとに設定し、注意すべき事項や対処方法などを例示したものです。

大学生活では、ここで記載する以外にも多くのリスクが存在しますので、宮大生としての自覚を持ち、責任ある行動に努めるとともに、自分自身でリスクコントロールできるように心がけて大学生活を送るようにしてください。

このマニュアルが、健康的で有意義な学生生活を送るための一助となれば幸いです。

また、今後必要なものがあれば追記し、修正が必要な部分があれば改訂いたしますので、お気づきの点がありましたら、学生支援部学生生活支援課までご連絡ください。

2021年7月

宮崎大学 大学教育委員会

1. 通学編

大学への登下校時は、徒歩、自転車、バイク、自動車、いずれの通学手段に関わらず、事故に遭うもしくは事故を起こす可能性があります。そのため、登下校時は、事故に遭わない、事故を起こさないよう、十分に気を付けて通学するようにしてください。

(1) 通学手段に関わらず注意すべき事項

- 登下校は時間に余裕を持って行ってください。時間に余裕がないと慌てて、事故を起こしたり、確認を怠り事故に遭ったりするリスクが高まります。
- 早朝、夕方、夜間、雨天時は視界が悪くなり事故を起こしたり、事故に遭ったりするリスクが高まりますので、特に注意が必要です。
- 体調不良時にも注意力が落ちて、事故のリスクが高まりますので自動車などの運転は控えた方がいいでしょう。

(2) 本学が推奨する通学手段

- 可能な限り徒歩、自転車、公共交通機関での通学をお願いします。

(3) 徒歩での通学時の注意事項

- 道路を横断する時は、最寄りの横断歩道を利用してください。近くに横断歩道がない場合には、安全を十分確認して横断してください。無理な道路の横断は事故に遭うリスクを格段に高めます。
- 早朝、夕方や夜間、雨天時は視界が悪くなり事故に遭うリスクが高くなるので、特に注意が必要です。明るめの服装にしたり、夜間反射材を使用したりしてリスク軽減に努めてください。

(4) 自転車での通学時の注意事項

- 自転車は道路交通法上、軽車両と位置づけられています。道路標識、一旦停止、信号機など交通ルールに従って安全に運転してください。
- 自転車の場合でも、飲酒運転は処罰の対象となります。絶対に行わないでください。
- 自転車に乗る際には、ブレーキ、ライト、反射板、タイヤの空気圧など安全のための自転車の装備の点検を行ってください。
- イヤホンやヘッドホンをしたり、スマートフォンなどを見ながら、傘を差しながらの運転は大変危険ですので絶対しないでください。
- 速度の出し過ぎは、自分自身のけがのリスクを高めるだけでなく、歩行者などを死に至らしめる事故も起こす可能性があります。速度の出し過ぎには注意してください。
- 夜間は前照灯を点灯し運転してください。

- 宮崎県では、令和3年4月から「宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車損害賠償保険等への加入が義務化されます。万一の事故に備え自転車損害賠償保険等に加入するようにしてください。
- 二人乗りはしないでください。（専用の自転車に幼児を乗せる場合を除く。）

(5) 公共交通機関利用時の注意事項

- 公共交通機関の乗車時は、整列乗車に協力してください。割り込み乗車などはけがの原因となり、加害者となる場合があります。
- バスを降車後、バスの前後を横断しないでください。
- 乗車中は、急停車に備え、椅子に座るか、立っている場合には、手すりやつり革に掴まってください。

(6) バイクでの通学時の注意事項

- 道路交通法を守り、常に安全運転に心がけてください。
- 飲酒運転は、絶対行わないでください。飲酒運転を行った場合には大学においても停学以上の懲戒処分を行います。
- 薬を飲んだ場合や体調不良の場合にも、運転は行わないでください。
- スピードの出し過ぎは、バイクにおいては命に関わる大事故につながりかねませんので特に注意してください。ゆとりを持った運転に心がけてください。
- バイクに乗る際には、ブレーキ、ライト、ブレーキランプ、ウインカー、バックミラーなど安全のためのバイクの装備の点検を行ってください。法定点検の他、専門店による定期的な点検を行うなど、バイクの安全整備に努めてください。
- ヘルメットは、自分の頭にフィットするものを購入してください。着用時には、あごひもをできるだけきつく締めてください。フィットしていなかったり、あごひもが緩かったりすると、衝突時に脱げて頭部を守れない可能性があります。
- 法定の保険加入に加え、万一に備え、任意保険にも必ず加入してください。
- バイクの貸し借りはしないようにしましょう。任意保険の内容によっては、補償できない場合があります。また、補償できたとしても、バイクを貸した側の保険料が翌年度から上昇し、経済的な負担を生じさせます。万が一、他人のバイクを運転する状況が発生する場合には、個人でドライバー保険に加入してください。

(7) 自動車による通学時の注意事項

- 道路交通法を守り、常に安全運転に心がけてください。
- 飲酒運転は、絶対行わないでください。飲酒運転を行った場合には大学においても停学以上の懲戒処分を行います。
- 薬を飲んだ場合や体調不良の場合にも、運転は行わないでください。

- スピードの出し過ぎに注意し、車間距離は十分にとって運転してください。
令和2年6月30日から道路交通法の改正により「妨害運転罪」が創設されており、車間距離不保持等の違反を行うと取り締まりの対象となり、免許取消の上、最大で懲役3年の刑に処せられる可能性があります。（著しい交通の危険を生じさせた場合には最大5年）
- 日常点検整備の実施はユーザーの義務として法令に定められています。日常点検整備・定期点検整備を行い、整備不良が原因となる事故を引き起こさないようにしましょう。
- 自動車は時に走る凶器とも言われます。ハンドルを持つ時は、常に冷静に、歩行者や自転車、バイクなどにも注意を払い運転するように心がけてください。万一自身の過失による人身事故を起こした場合には、大学においても懲戒処分を行う場合があります。
- 法定の保険加入に加え、万一に備え、**任意保険にも必ず加入**してください。加入している任意保険会社の連絡先と証券番号は、運転時、常にすぐに分かるようにしておきましょう。
- 自動車の貸し借りはしないようにしましょう。貸主が同乗しているかは関係ありません。任意保険の内容によっては、補償できない場合があります。
また、補償できたとしても、自動車を貸した側の保険料が翌年度から上昇し、経済的な負担を生じさせます。万が一、他人の自動車を運転する状況が発生する場合には、個人でドライバー保険に加入してください。

（8）事故を起こした場合

自身が加害者となった場合には、次の手順を参考に対処してください。

- ① 負傷者の有無を確かめ、負傷者がいた場合には、最優先で負傷者の救護を行うこと。安全な場所へ移動させたり、救急車の要請を行うなど、負傷の度合いに応じて速やかに対応する。周りの人に応援を呼びかけて行うとより円滑に救護が行える。
- ② 車を安全な場所に止めて、発煙筒や三角表示板を使って危険防止措置を取る。
- ③ 警察に連絡する。
- ④ 相手方の名前、連絡先、住所などを確認し、メモする。相手方が自動車やバイクなどの時は、ナンバープレートや相手方の加入している保険会社の連絡先、証券番号などを聞いておくと、交渉が円滑に進む。
- ⑤ 事故の状況を整理し、自身が加入している保険会社へ連絡する。

（連絡する内容）

- ・交通事故の発生
- ・契約者・被保険者の氏名、住所、電話番号
- ・保険証券の番号
- ・事故発生の年月日、時間
- ・事故発生の場所

- ・事故の原因及び状況
 - ・警察への届出の有無
 - ・双方の車両の損傷の程度及び双方の負傷の程度
 - ・治療・入院する病院名
- ⑥ 警察の事故処理や負傷者の救護、保険会社への連絡などが一段落したら、**大学の担当教員（クラス担任・指導教員等）、所属の教務・学生担当係、又は学生支援部学生生活支援課へ事故の状況を連絡**する。事故の状況を整理した内容を担当教員等へメールすると速やかで正確な報告ができる。
- ⑦ 自身が加害者となった場合で、被害者が入院した場合には、事故後1日～2日以内にお見舞いへ行くこと。ただし長居は避け、5分から10分程度にすること。そこでは相手のけがを気遣う会話に心がけ、当事者同士での示談交渉などは避ける。
- ⑧ 万一、自身が加害者となり死亡事故を起こした場合には、被害者の葬儀へは行く方が良い。ご親族の感情を逆なでする恐れもあるので、弁護士など冷静に対応できる第三者に付き添ってもらうことも検討するとよい。

(9) 事故に遭った場合の注意事項

- 自身が被害者となった場合には、加害者に免許証等を提示させ、名前、住所、連絡先、車の車種、ナンバープレートを確認し、メモしてください。名刺を持っている場合には、名刺ももらっておくと良いでしょう。
- 後日の示談交渉で不利にならないよう事故の状況を整理し、メモしておくことが必要です。もし、目撃者がいれば、後日証言いただけるか確認した上で、連絡先を聞いておくこともよいでしょう。
- 加害者側に警察に連絡してもらいましょう。加害者が警察に連絡できない場合には自身で警察に連絡しましょう。警察の事故証明書がないと損害賠償請求ができなくなる可能性が高くなります。
- 万一、加害者側が警察への連絡を拒み、その場での示談を求めた場合でも、示談には応じず、警察に連絡することが大切です。
- 体に違和感がある場合には、医師の診断を積極的に受けるようにしてください。その時は軽いと思っても後日重症であることが判明することがあります。

(10) その他

交通事故を起こす、事故に遭うリスクは、通学時に限らず移動中は常にありますので、通学時以外においても、交通安全に努めるようにしてください。

2. 授業等編

大学での授業は、講義室での授業のほか、実験やフィールドワーク、他機関での実習など様々な学修方法により行われます。こういった正課の授業においても様々なリスクが潜んでいますので、学生自身がそのことを認識しておく必要があります。

(1) 講義等における注意事項

- 授業中に火災や地震などが発生する場合がありますので、常日頃から避難経路や避難場所の確認を行っておいてください。詳しくは防災マニュアルで確認してください。

<http://gakumu.of.miyazaki->

u.ac.jp/gakumu/images/bousaimanyual20150326manual.pdf



- 講義で使用される教材は、著作権法その他の関連法令により 防災マニュアル 保護されています。SNSなどにアップロードすると処罰の対象となったり、損害賠償請求の訴訟を起こされる場合がありますので、行わないでください。メールによる送信も同様です。

ただし、大学の正規の課程で遠隔授業を行う場合、補償金を支払っている場合には、講師及び授業科目の受講者の範囲内に限定する限りにおいては公衆送信が許容されます。(令和3年度からは宮崎大学は補償金を支払う予定です。)

- 講義の様態を写真撮影し、写っている教員、学生の許諾を得ずにSNSにアップロードすると、肖像権の侵害にあたるとして訴えられる可能性がありますので、無断でアップロードすることも行わないでください。

(2) 演習・実験等における注意事項

- 演習や実験では、危険な薬剤や機器を使用する場合があります。誤った方法や分量で使用すると思わぬ事故を招く場合があります。教員の指示をよく聞いて正しく使用するよう心がけてください。
- 演習や実験に相応しい服装がありますので、教員の指示に従い、相応しい服装で参加するようにしてください。

(3) 学外での実習・フィールドワークにおける注意事項

キャンパス外に出た実習やフィールドワークは、教室での講義だけでは得られないことを体験・修得することが可能です。しかし、実習地等への移動中や実習・フィールドワーク中には、様々なリスクが潜んでいます。学外での実習やフィールドワークでは次のような点に注意してください。

- 実習地やフィールドへ移動する場合には、通学時同様に交通安全に努めてください。
- 大学以外の組織(企業や自治体、個人など様々)で実習やフィールドワークを行う場合には、けがをした場合や物を壊した場合の補償の取扱いなど、相手方と覚書や協定書などを交わしますので、その内容を十分に理解した上で実習等を行ってください。
- 実習やフィールドワークの内容に相応しい服装で参加するようにしてください。

- 実習地やフィールドに教員が同行している場合には、教員の指示に、教員が同行していない場合には、実習先等の管理者や指導者の指示に従い安全確保に努めてください。
- 実習やフィールドワークに行く場合には、事故や物を壊した場合などに備え、学生教育研究災害障害保険（学研災）等に加え、学研災付帯賠償責任保険（学研賠）等に必ず加入しておいてください。

3. 課外活動編

課外活動は、正規の課程外において、学部や学年を超えた学生同士の交流や文化・学術・スポーツなどの活動を通じ、豊かな人間性の成長を促す機会となっています。ぜひ、自分に合った課外活動に参加し、充実した大学生活を送ってください。

課外活動は、学生自治のもと、学生の主体的な運営により行われています。そのため、課外活動に参加する学生の一人一人が責任を持って学生の本分である学業に支障が生じないように、健康的かつ安全に配慮して活動してください。

課外活動の内容は団体により様々で、活動内容により、リスクも様々です。

そのため、ここでは、課外活動において注意すべき事項を例示します。活動内容によっては、更に追加して実施すべき安全配慮があることをおことわりしておきます。

(1) 安全で健康的な課外活動

課外活動は、けがや事故の危険が常につきまっています。課外活動を行う際は、「十分な準備」、「油断なく」、「無理のない計画」で「安全を第一」に実践するよう心がけ、顧問教員・指導者やリーダーの指導助言に従い「健康的」な活動を行うようにしてください。

(2) 負傷や事故等の原因

課外活動におけるけがや事故の主な原因は次のような要因が揚げられますので十分注意してください。

- ① 実力不相応の活動（力量の違いすぎる相手との試合、体力不相応の計画や実力不相応の活動）。
- ② 睡眠不足、疲労時、飲酒時、体調不良時、準備や知識不足、ルール違反。
- ③ 不注意、判断ミスに起因する事故（天候予測の誤り、装備不十分、疲労度の判断ミス）。
- ④ 重量物を運搬する際の無理な持ち運び。
- ⑤ 移動を伴う活動の際の交通事故。
- ⑥ ボランティア活動等で自分の意志に基づかない活動や無理な活動。
- ⑦ 機械、器具等を操作する活動において基本的な操作を知らなかったり、関係機関への通知の失念又は無理な活動。
- ⑧ 毒物・劇物等危険薬品の保管・管理の不備及び誤った取扱い。
- ⑨ 著作権等の侵害。

(3) けがや事故等に遭わないために行うべきこと

- 1) 活動内容に関する十分な知識を有する方の指導の下で活動を行うこと。
- 2) 活動を始める前には必ず体調チェックを行うこと。体調に異変がある場合には、参加しないこと。また、活動中に体調の異変に気付いたら速やかに指導者等に申し出て、活動を中止すること。体調異変の状況によっては、速やかに医

療機関の受診を行うこと。

- 3) 部長や指導者等は、参加者の健康状態や体力の状況の把握に努めること。その状況に応じて、練習メニューの配慮等を行うこと。また、万一来に備え、AEDの設置場所を把握し、使用方法を理解しておくこと。
- 4) 使用する機器、道具・防具の故障や破損は、けがや事故の原因となることから、活動を行う前に使用する機器や道具・防具の点検を必ず行うこと。
- 5) 十分なウォーミングアップを行うこと。
 - ①ストレッチ
 - ②ジョギング
 - ③ウォーキング
 - ④活動に合わせたウォーミングアップ
- 6) 無理な計画はけがや事故の原因となることから、ゆとりある活動計画により実践すること。
- 7) ルールを正しく理解し、ルールに則り行うこと。
- 8) 活動の実施に当っては、その活動にふさわしい服装をし、危険防止及び衛生面にも配慮して行うこと。
- 9) 頭髪、爪は活動内容に応じて適切な長さを保持すること。
- 10) 防具等を必要とする種目では、ヘルメット、面、プロテクター、胴、ヘッドギア、ライフジャケットを正しく着用すること。
- 11) ソックスやシューズは、競技や種目に合ったもので、かつ、自分の足のサイズに合ったものを着用すること。
- 12) 腕時計や指輪、ネックレス、ピアスなどの装飾品は、接触が多い運動においては身につけないこと。
- 13) 水分を適切に摂取すること。
- 14) 日照が強い日に戸外で活動する際は着帽するなど適切な暑さ対策を行うこと。
- 15) 活動中は、注意力、集中力をもって参加すること。また、活動を行う前にウォーミングアップを行うことで、精神的、心理的準備を行い、心身を一体として活動を実施すること。
- 16) 使用する器具や楽器等重量物の運搬を行う場合には、無理せず多人数で運ぶこと。
- 17) 気球等による空中飛行においては、装備（バスケット、バーナー、計器、消火器、ドラッグロープ等）の点検及び管制塔（空港）への飛行計画等の通報及び気象条件に十分注意して行うこと。

降雨（雷雨含む）、降雪、視界不良、4m/s以上の風速等の予報が出ている場合又はフライトに適さない予報等が出ている場合はフライトを中止すること。
- 18) ボランティア活動は自分の意志で、自分にあった活動を行うこと。災害ボランティアに参加する場合には、「災害ボランティアの心得」をよく読んで参加すること。



- 19) 試合や合宿などで移動する際には交通事故に遭わない、起こさないよう、交通ルールを守り、交通安全に努めること。自動車を運転する場合には、無理な運転をしないで、また、1人での長時間の運転を避け、休憩を挟むとともに、交代で運転したりすること。通学編も参照して参考とすること。
- 20) 劇物・毒物等の危険薬品を取り扱う活動においては、劇物・毒物等は、堅固な保管庫に施錠して管理を徹底し、部員間で取扱いの周知を図り、誤った取扱いをしないこと。
- 21) 著作物を扱う活動においては、著作権法及び関連法令を遵守し、市販等されている教材及び楽譜等を複製して使用しないこと。また、教材・画像等を使用する際は権利者から許諾を受けて使用すること。

(4) 緊急時に備えた対応

- 1) 活動内容に応じた保険制度に加入しておくこと。
- 2) 活動内容に応じ、必要な応急手当の正しい知識の修得を行うこと。また、定期的に事故等に備えた訓練も行うこと。
- 3) 緊急時に備え、部員とその家族との連絡網を整備し全員で共有しておくこと。
- 4) けが等が発生しやすい活動においては、救急箱を備えておくこと。
- 5) 部長や指導者は、参加者の体調異常に備え、休日在宅医、救急病院を把握しておくこと。
- 6) 活動内容に応じた安全対策マニュアルを作成しておくこと。

※ 安全対策マニュアルの作成においては、一般社団法人大学スポーツ協会（UNIVAS）の安全安心ガイドラインを参考にしてください。

<https://www.univas.jp/project/safety/guideline/>



UNIVASガイドライン

- 7) 練習や遠征、合宿等において事故が発生した場合には、次の連絡先に連絡すること。

【平日 8:30～17:15】

(木花キャンパス)	学生生活支援課	TEL 0985-58-7135
	安全衛生保健センター	TEL 0985-58-3423
(清武キャンパス)	医学部医療人育成課	TEL 0985-85-9190

【休日や平日の時間外】

守衛室（時間外）	TEL 0985-58-2894
----------	------------------

(5) 施設・設備の不備や損傷があった場合

施設・設備等に異常がある場合は、下記連絡先に平日の時間内に連絡することとし、安全が確認されるまでは使用しないこと。

【連絡先】

(木花キャンパス) 学生生活支援課 TEL 0985-58-7135

(清武キャンパス) 医学部医療人育成課 TEL 0985-85-9190

4. その他のリスク対応編

(1) 大麻等の違法薬物について

学生の薬物乱用が大きな社会問題になっています。他大学においては、学生が大麻取締法違反（大麻草等の所持・栽培・譲渡）の容疑で逮捕される事態も生じています。薬物の乱用は、皆さんの心身や生命、学生生活に重大な影響を及ぼします。薬物乱用の恐ろしさを認識し、誘惑に屈せず、良識のある行動をするように注意してください。

(2) 防犯について

- 大学内及び大学周辺で、不審者の出没情報が寄せられています。実際に被害にあったり、目撃したりした場合は、すぐに警察へ通報するようにしてください。
- 音楽を聴きながらの歩行などの行為は近づく自動車や自転車に気付かないだけでなく、不審者の接近にも気付かないなど非常に危険です。不審者に隙を見せないように注意してください。
- 学生生活支援課では、防犯ブザーを貸し出していますので、必要な方は、学生生活支援課に申し出てください。
- 学生の友人だと偽り、学生の個人情報を聞き出そうとする不審者もいます。知らない人にむやみに自身のまたは他学生の個人情報を教えないように注意してください。
- SNS などによりインターネット上に自身のものも含め個人情報をむやみにアップロードすると、思わぬ事件に巻き込まれる恐れがあります。SNS 等を利用する際には、個人情報の取扱いには十分に注意してください。

(3) マルチ商法等への対応

① マルチまがい商法

「いいもうけ話がある」と知人や友人に誘われたことはありませんか？

マルチ商法は、言葉巧みに高価なアクセサリーや健康食品等売り付けて会員にし、その商品を誰かに紹介するとバックマージンが貰えるといって会員を増やしていきます。

ポイント：「簡単に儲かる商売は、この世の中に存在しない！」

思うように勧誘できず、残ったのは借金だけというようなことにならないよう気をつけましょう。

② キャッチセールス

「ちょっと時間をください」、「アンケートに答えるだけです」など、繁華街

の路上等で呼び止め、その場あるいは営業所、喫茶店等に誘い、商品やサービスの契約などを勧めます。

ポイント：「はっきり断る勇氣」、「無視する勇氣」をもってください。

③ アポイントメントセールス

「抽選であなたが選ばれました」等、電話やハガキで特典を知らせ、営業所や喫茶店等に呼び出し、海外旅行や英会話教材などを売りつけます。

ポイント：特典に惑わされず、「内容のはっきりしない商品等」には応じないようにしましょう。

④ 資格取得商法「士（さむらい）商法」

「もうすぐ国家資格になります」、「この講座を受ければ簡単に資格が取れます」などといって、自宅等に強引に勧誘の電話をかけてきたり、郵便物を送ってきたりする勧誘もあります。

ポイント：その資格が自分に必要かよく考え、必要のない場合は「はっきりと断る」ようにしてください。

⑤ 名義貸し

親しい友人から「絶対迷惑をかけないから」と頼まれ、クレジット契約に自分の名前を貸したら、信販会社から自分に請求が来た。

ポイント：貸した者が契約したことになり、支払わなければならなくなるので、名義貸しは絶対に止めましょう。

⑥ 訪問販売

あなたのアパート等へ訪ねてきて、物品等の販売や住居設備のメンテナンス契約などを行います。

ポイント：その場で直ぐに契約をせず、よく考えて「はっきりと断る」などしてください。

(4) インターネットや携帯電話などを利用した悪質商法とその対応

① 無限連鎖講（ねずみ講）

インターネット上で、「リスト上の数人の銀行口座に数千円程度の現金を振り込み、その後、リストの最上位者を削除し、自分の名前と口座を追加した新しいリストを作って、電子メール等で多人数に送り付けるだけで、次々と会員が増え、その人達から大金を手にすることができる。」などの謳い文句で勧誘

を行うような、マネーゲームと称する、いわゆる「ねずみ講」がまん延しています。このようなシステムは、法的に禁止されており、文言に惑わされ、参加することのないように十分注意してください。

② インターネットオークション詐欺

インターネットオークション、インターネットショッピング等での問題点は、お互いの身元を確認できないことです。特に代金前払いの場合は、代金を振り込んだが商品が届かないという事例がありますので注意してください。

③ ワンクリック詐欺

インターネットに接続して動画を見るためのクリックやアダルトサイトにアクセスすると、突然「会員登録」や「登録完了」の画面になり、高額な請求金額が表示される場合があります。無用なクリックで詐欺に巻き込まれないように注意してください。

④ インターネット利用時の注意事項

- 自分のID、パスワードの管理は十分注意してください。
- クレジットカード決済は、セキュリティを確認し、クレジットカード番号をむやみに送信しないようにしてください。
- 信頼できる業者との取引をすること。特に個人間の取引には、相手の身分を必ず確認してください。
- 契約内容の確認時に、安易に「はい」「Yes」をクリックせず、内容を十分確認することが大切です。

(5) その他の悪徳商法

これらの商法以外にも数々の問題商法があるので、十分注意してください。

万一、このような商法に巻き込まれた場合は、「クーリング・オフ制度」があり、一定期間内であれば書面により申込みを撤回又は契約の解除をすることができます。(ただし、化粧品などの消耗品で使ってしまった場合等、クーリング・オフができないケースがありますので注意してください。)

これらの商法に関する相談所として、各県に消費生活センターが設けられており、宮崎県では、宮崎市(宮崎県消費生活センター0985-25-0999、月～土：9～17時)、都城市及び延岡市に設置されていますが、本学では学生支援部学生生活支援課(学生なんでも相談室)も相談に応じます。

(6) ストーカー被害について

ストーカー行為とは、特定の者又はその家族、友人などに対して、

- 恋愛感情などの好意の感情
- それが満たされなかったことに対する怨念の感情

を満たす目的で、以下の8つの行為を反復・継続する行為をいいます。

1. つきまとい、待ち伏せ、押し掛け、うろつく行為
2. 監視していると告げる行為
3. 面会、交際等、義務のないことを要求する行為
4. 乱暴な言動
5. 無言電話、連続した電話・ファクシミリ・電子メール・SNS等の送信
6. 汚物などの送付
7. 名誉を傷つける
8. 性的しゅう恥心の侵害

ストーカーは、徐々に行為がエスカレートし、殺人事件等の凶悪犯罪にまで発展する危険性が十分にあります。ストーカー被害に遭ったと思ったら、迷わず、直ちに警察に相談してください。

緊急の場合は、直ちに110番通報してください。

相談は、24時間受け付けています。

まずは、各警察署または、宮崎県警察本部 0985-26-9110（短縮ダイヤル#9110）に電話をしてください。

また、本人が意識していないうちに、ストーカーの加害者になる可能性もあります。自分が特に意識していない行為が、ストーキングと解されてしまう可能性がありますので、相手の気持ちを大切に、相手に嫌悪や恐怖を感じさせていると思ったらすぐにやめてください。

5. 安否確認システムについて

宮崎大学では、災害時（台風・地震・噴火等の自然災害及び人為的な原因による人災）及び緊急時（弾道ミサイル情報(国民保護に関する情報)）に、学生の安否確認や状況把握、また、適切な指示等を行うため、安否確認システムを導入しています。

安否確認システムへ連絡先の登録を行っていない学生は、速やかに登録を行ってください。

▼安否確認システム ログインページ

<https://www.e-kakushin.com/login/>



安否確認システム ログインページ

※ 連絡先の登録方法は、別途配布の「安否確認システム ポケットマニュアル」を参照してください。

http://www.of.miyazaki-u.ac.jp/~kikaku/anpi/shiryou/top/10_pocketmanual.pdf



安否確認システム ポケットマニュアル